課題内容等関係文書不存在非公開決定審査請求事案（番号40）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年７月31日 |
| 請求内容 | １．別添資料１（省略）は、「令和２年６月18日付け整理番号470情報公開請求の公開の実施について」により、高等学校課から開示された文書の一部である。これらはタイトルのみが記載されており、内容が分からないため、「課題１」（他14枚）の内容がわかる文書。２．別添資料２ないし３（省略）は、「令和２年６月18日付け整理番号470情報公開請求の公開の実施について」により、高等学校課から開示された文書の一部であり、元々は府立○○高校ホームページから印刷されたものである。（１）生徒が特定できる形で公文書として公開することができる根拠。（２）当該生徒２名について、本人及び保護者からホームページ掲載許諾を得られたことがわかる資料（３）未成年生徒の半裸画像を府立○○高校ホームページに掲載して良い根拠３．府教育センターが生徒作品等を資料等として外部に公表する際に「生徒の正面写真が写らないように」「生徒の直筆文字は活字に打ち直すように」などと定めているガイドライン |
| 実施機関の決定 | 令和２年８月14日付け教高第2274号による不存在非公開決定。【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】本件公開請求に係る行政文書については、作成していないため、管理していない。【備考】　この決定は、本件請求文書のうち１、２（１）（２）（３）に係るものです。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年９月２日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | １．について、当該課題は○○との○○に関係しないものであるとの証言を得たので当該決定を取り消すこと。また、本来の文書を公開すること。２．について、生徒が特定できる形で肖像をホームページにアップする際には、当該生徒および保護者の了承が必要であると考えられるため、不存在はあり得ない。よって公開すること。 |
| 弁明書 | １「課題１」について令和２年７月17日付け教高第1895号により公開決定した行政文書の「2019課題研究プリント」については、○○に基づいて行った授業ではないことが判明したため、令和３年４月22日付け教高第1144号にて取消し、同日付教高第1895-２号で改めて公開決定し請求人あてに通知した。２について府教育委員会及び○○高校においては、本件請求に係る行政文書を作成していないので、審査請求人が求める行政文書は存在しない。 |
| 反論書 | 「弁明の理由」について、請求文書１．については、不存在はあり得ないので、請求通りの文書を公開すること。請求文書２．については、生徒および保護者の同意無くホームページにアップすることはできないので、その根拠が存在するのは自明である。また、男女問わず、生徒の半裸写真をホームページにアップされることは性的被害にあたるため、同意があるのは当然であり、この根拠を開示すること。 |
| 判　断 | １　本件請求１について　　本件とは別に行われた情報公開請求（以下「別件公開請求」という。）に対し、公開された文書には、タイトルのみが記載されており、内容が分からないため、本件請求１において、その内容が分かる文書の公開を求めたものである。　　別件公開請求に対して公開された「課題１」（他14枚）の文書（以下「別件対象文書」という。）を見るに、サイズはＡ４であり、左上に「課題１」から「課題14」まで及び「LAST」と記載されているのみで、それ以外は白紙となっており、確かに、授業内容は記載されていない。この点、府立高校においては、口頭で授業の内容を説明し、生徒に対し、白紙に、板書や自身の考えを記載させることはあり得るところであり、このような授業の進め方は想定されているところである。　　別件対象文書に係る授業内容は、口頭で指示されていると推測され、別件対象文書以外に、対象文書と考えられる文書が存在しないことは、不合理ではない。　　なお、実施機関は、別件公開請求に係る文書を、「授業に用いた文書」であると特定し、別件対象文書が存在したため公開したものであり、別件公開請求に対する決定は不合理ではない。２　本件請求２（２）について（１）実施機関は、大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）及び大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針に基づき、大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱（以下「要綱」という。）において、大阪府教育委員会における個人情報の取扱いについて必要な事項を定め、個人情報取扱事務の適正な執行を図っている。　　　要綱第８条第１項では、「所属において、新たに個人情報の収集、利用及び提供の事務を行おうとするときは、 担当職員及び主任者は、個人情報の取扱いが条例第７条（収集の制限）、第８条（利用及び提供の制限）等の各規定の内容に適合することを確認しなければならない。」と規定している。また、実施機関は、「府立学校に対する指示事項」において、各府立高校に対し、「個人情報の収集、利用、提供、適正管理については、電子情報も含め、校内で情報管理規定を定め、適切に対応すること。」、さらに、「定期考査の答案用紙、通知票、成績を記録した表簿等の個人情報を含む文書（個人情報を記録した電子媒体を含む）の取扱い、管理・保管を厳正なものとするため、万全の管理体制を確立すること。」と指示している。　 |
| 判　断 | これを踏まえて、府立高校は、生徒の肖像等を含む個人情報をウェブサイトに掲載する等、不特定の者が目にすることができるような状態におく場合には、生徒あるいは保護者から承諾を得ることとしている。この場合、生徒あるいは保護者から承諾を得る方法としては、口頭で確認を行うほか、承諾書等の書面を受領する等が考えられるが、どのような方法をとるかは、個人情報の性質やその使用態様を考慮して判断されるものであり、当該個人情報を保有している各府立高校の判断に委ねられている。（２）本件請求の別添資料２（省略）を見るに、生徒の肖像がウェブサイトに掲載されていることがわかるが、生徒の肖像は、答案用紙等と同じく個人情報に該当するところ、府立○○高校は、生徒の肖像をウェブサイトに掲載するにあたり、生徒等から口頭で承諾を得るという運用を行っているとのことであり、当該運用が不合理であるとはいえず、文書が存在しないことは不合理ではない。３　本件請求２（１）及び（３）について 第五３（２）イのとおり判断する。４　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | ・令和２年７月31日　　 同月29日付け公開請求・同年８月14日　　　 不存在非公開決定・同年９月２日　　　　　審査請求・令和３年６月29日　 弁明書・同年７月23日　　　　 反論書・同年８月20日　　　 諮問 |